

■ ベンツ白 I 号 (熊谷800す123)



■キッチン部 前から後ろ



■キッチン部 後ろから前



POPホルダー

●オーニング側面には「POP」を簡単に取り付けることができる「POPホルダー」がございます。



●POPの取り付けはホルダーに差し込むだけと簡単で、テープで張り付ける必要がありません



■ 各部位写真



3層式シンク



コンロ台



電気給湯器



換気扇



コンロ台下収納庫



収納棚



分電盤(配電盤)

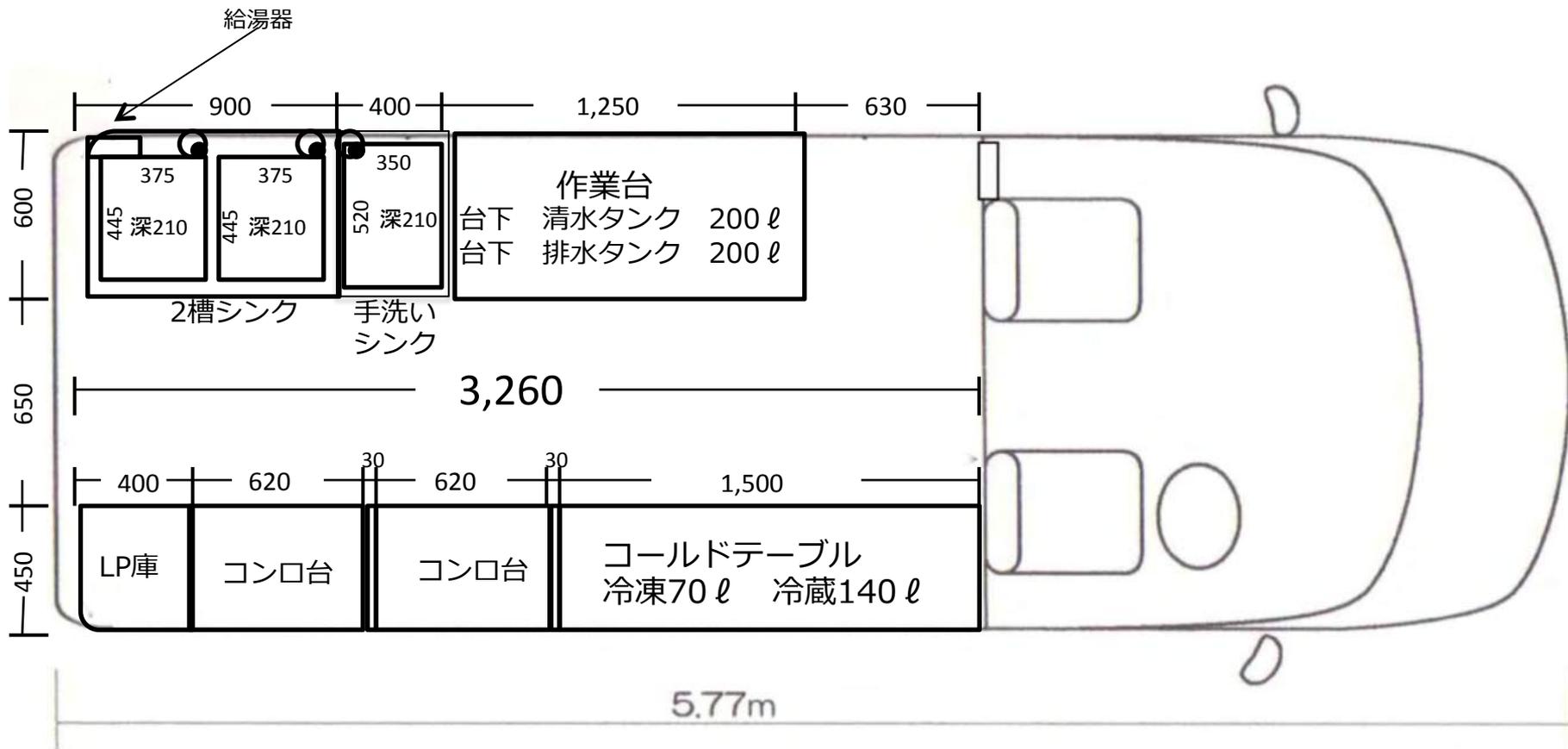


コードテーブル



ガスボンベ収納庫

ベントツ 白I号 平面図





自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別		車体の形状			
熊谷 800 す 123 車		平成 18年 6月 5日	平成 11年 2月	普通 乗車定員	特種	自家用	加工車	[630]			
メルセデス・ベンツ 車台番号		[851]		2人	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
WDB9034622P579194 型 式		原動機の型式		575 ^{cm}	194 ^{cm}	274 ^{cm}	1410 ^{kg}	- ^{kg}	- ^{kg}	1500 ^{kg}	
KC-903462		6028		総排気量又は定格出力		燃 料 の 種 類		型式指定番号		類別区分番号	
所有者の氏名又は名称		有限会社 アールシステム									
所有者の住所		埼玉県深谷市宿根181-1 [11517 0401]									
使用者の氏名又は名称		***									
使用者の住所		***									
使用の本拠の位置		***									
有効期間の満了する日		平成 30年 6月 1日	年 月 日								
備 考		<p>[熊谷], 継続検査 自動車重量税額 ¥45,600 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 [走行距離計表示値] 233,800km (平成28年5月17日) [旧走行距離計表示値] 213,700km (平成26年5月14日)</p> <p>平成13年特種構造要件適用車 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 以下余白</p>									

裏面もご覧下さい。



営業許可書

営業者住所 埼玉県深谷市宿根181番地1

営業者氏名 有限会社アールシステム

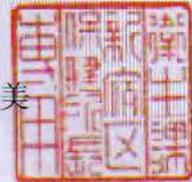
〔 法人の場合は、その名称
及び主たる事務所の所在地 〕

平成28年 8月 4日付けで申請のあった営業については、
食品衛生法第52条の規定により下記のとおり許可します。

平成28年 8月 4日

新宿区保健所長 高橋 郁美

記



- 1 営業所の所在地 都内一円
- 2 営業の種類 飲食店営業（自動車）
- 3 営業所の名称、屋号又は商号 白ベンツ1号

4 許可条件

本許可の効力は 平成28年 9月 1日から

平成33年 8月31日までとする。

生ものは提供しないこと。営業車内での調理加工は、小分け、盛り付け、加熱処理等の簡単なものに限る。この営業許可書は、新宿区保健所長が交付したものです。都内の他の保健所長の許可を得たものとみなされるため、都内一円で営業することができます。

- 1 この処分について不服がある場合には、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として（訴訟において新宿区を代表する者は新宿区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注意 ○本書に記載の許可期限満了後、なお引続き営業の意志のある方は、許可期限満了の約1か月前に許可更新申請書を忘れず提出して下さい。

○申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第3条別表2の施設基準に合致せぬ場合は許可されません。あらかじめ改善しておいて下さい。

○許可書又は許可済標識は、必ず見やすいところに掲示して下さい。

届出事項

収受年月日 及び 収受番号	件	名	印
第 . 号			印
第 . 号			印
第 . 号			印